樣式第5号 (第4条関係)

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		1 3) 			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	 	動に従事	する者の		金の減	額の特別	賃金の減額の特例許可申請書)] 		(
事業の種	重類		土	新	8	. 称		₩	業場	の所在地	
減額の特例許可を 受けようとする 労働者								減額の特例許可を	4 4		
従事させようとする 業務の種類								受けようとする 最低賃金 	最低賃金額		E
労働の能様									金額		田以上
実作業時間数と	実作業時間数			张	時間		\$		減 額 率		%
手待ち時間数	手待ち時間数			<u> </u>	時間		∜	支払おうとする賃金			
減額の特例許可を 必要とする理由等									田		
	平成年	月	ш				# # #	盤			
	労働局長	殿					(現)	L 名			
神											

神洪

包括的に許可を受けようとする場合は「包括」と記入すること、 表題の(

当該労働者 性別及び生年月日を、包括的に許可を受けようとする場合は当該労働者の数を記入するとともに、 例許可を受けようとする労働者」欄には、個人別に許可を受けようとする場合は当該労働者の氏名、 性別及び生年月日を記載した名簿を添付すること。 「減額の特化 ての氏名、1

者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること

金及び特定最低賃 (地域別最低賃 乗の内容及びその頻度、手待ち時間における労働者の状態等を詳細に記入すること。 減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。 減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入すること 労働の態様」欄には、始業終業の時刻、実作: 減額の特例許可を必要とする理由等 | 欄には、

名及び金額を連記すること。)。

|支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外したエカキ=コキキキュ - ユロロロ+z→ レ」ー は3 アーザカナファンジュャラ

最低賃金の減額の特例許可申請について

~ 「断続的労働に従事する者」(最低賃金法第7条第4号)

「断続的労働に従事する者」の最低賃金の減額の特例許可申請に当たっては、 次のことに御注意ください。



減額の特例許可の対象となる「断続的労働」について

最低賃金の減額の特例許可の対象となる断続的労働とは、常態として作業が間欠的に行われるもので、作業時間が長く継続することなく中断し、しばらくして再び同じような態様の作業が行われ、また中断する、というように繰り返されるもののことで、実作業時間と手待ち時間とが繰り返されて一体として成り立っている労働形態です。

※ 労働時間中の実作業時間と手待ち時間が交互に繰り返さない場合や、本来継続的に作業するものであるにもかかわらず、労働の途中に休憩時間を何回も入れるなど人為的に断続的な 労働形態を採用した場合は、許可の対象とはなりません。

2

常態として作業は間欠的となっていますか?

「常態として作業が間欠的である」とは、労働時間中の実作業時間と手待ち時間が交互に繰り返されることが、例えば1箇月のうち数回程度などではなく、常態となっていることを指します。

3

手待ち時間が多く、実作業時間は少ないですか?

手待ち時間が、実作業時間を上回る労働者のみ、許可の対象となります。



減額率は、法令に基づく上限の範囲内で、職務内容などを勘案したものとなっていますか?

減額率は、法令に基づく上限(裏面2参照)の範囲内で、職務内容、職務の成果、労働能力、経験等を総合的に勘案して定めることになります。



(H21.6) **リサイクル適性(風)** この印刷物は、印刷用の紙へ りサイクルできます。

減額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

減額率や、支払おうとする賃金の額は、次の手順によって設定してください。

所定労働時間数、実作業時間数および手待ち時間数の特定

- ①始業・終業時刻や休憩時間数から、所定労働時間数(A)を特定する。
- ②所定労働時間数のうち実作業時間数 (B) と手待ち時間数 (C) を特定する。
 - ※ 所定労働時間数(A) = 実作業時間数(B) + 手待ち時間数(C)
 - ※ A、B、Cは、いずれも、1日当たりの時間数としてください。ただし、日によって所定労働時間数、実作業時 間数及び手待ち時間数が異なる場合には、どの期間を取っても所定労働時間数、実作業時間数及び手 待ち時間数が一律となる一定の期間(例:1週、1箇月等)を特定し、その期間を平均して1日当たりの所 定労働時間数、実作業時間数及び手待ち時間数を算出してください。
 - ※ 所定労働時間数には、休憩時間数は含みません。

2 減額できる率の上限となる数値の算出

上記1のCに100分の40を乗じて得た時間数をAで除して得た率が、減額できる率の上限となります。

(減額できる率の上限となる数値の算出例)

Aを16時間、Bを7時間15分(7.25時間)とした場合、 (16時間-7.25時間) × 40 ÷ 100 ÷ 16時間 × 100 = 21.875% ≒ 21.8% したがって、減額できる率の上限は、21.8%となります。

※ 小数点以下が生じた場合は、小数点第2位以下を切り捨ててください。

3 減額率の設定

上記2の数値を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを 総合的に勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。

※ 総合的に勘案した結果であっても、上記2の数値を上回った減額率を定めることはできません。上記2の 例で、21.8%を上回る数値、例えば25.0%とすることはできません。

4 支払おうとする賃金の額の設定

上記3の減額率に対応した金額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください(金 額が減額率に対応したものとなっていることを必ず確認してください。)。

- ※ 支払おうとする賃金には、臨時に支払われる賃金及び一月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外 手当、休日労働手当、深夜手当、精皆勤手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定 する賃金は算入できないことに御注意ください。
- ※ 減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、最も高い額の最低賃金に対して、支払お うとする賃金の額を定めてください。

(東京都の地域別最低賃金(766円)の場合の例)

減額できる率の上限(上記2)は21.8%でしたが、職務の成果などを勘案して、減額率を 15.0%と定めることにしました(上記3)。

この場合、

- ・減額する額は、114円となり、
- ・支払おうとする賃金の額は、766円-114円=652円
- となりますので、この額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。
- ※ 766円×0.15=114.9円ですが、1円未満の端数の四捨五入や切上げによって115円として減額をし てしまうと、減額率は15.0%を超えてしまいますので、1円未満の端数を切捨てにする必要があります。

断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記入要領

「事業場の所在地」

法人名又は個人企業名

許可を受けようとする労働者 の氏名、性別及び生年月日を記

「事業場の名称」

できる名え

樣式第5号 (第4条関係)

を受けようとする労働者の人数 を記載し、その氏名、性別及び 生年月日を記載した名簿を添付

包括申請の場合には、

に申請することはできませんの

で御注意ください。

なお、労働者になる前(採用前)

	断税的为	断続的牙側に従事する者の最は賃金の减額の特例許り申請書			
事業の種	[類	事業場の名称	빠	業場の所在地	
不動産管理業	理業	株式会社霞ヶ関 ○○支店	東京都	東京都千代田区〇〇町1-1-1	
減額の特例許可を 受けようとする 労働者	港 一郎 昭和15年10	港 — 郎 昭和15年10月1日生まれ	l	件 名 東京都最低賃金	
従事させようとする 業務の種類	寮の管理人業務	業務	受けよっとする最低賃金	最低賃金額	月 997
労働の態様	始業時刻午前7時、終業 休憩午後1時から1時間 作業の詳細17別紙1(※	始業時刻午前7時、終業時刻午後12時 休憩午後1時から1時間 作業の詳細は別紙1(※)のとおり。		金 額 652	田以上
実作業時間数と	実作業時間数	7 時間 15 分	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	減額率 75	15.0%
手待ち時間数	手待ち時間数	8 時間 45 分	支払おつとする資金	手待も時間数の割合や職務の	職務の
減額の特例許可を 必要とする理由等	労働時間において が繰り返され、か 少ないことから。	労働時間において、常態として手待ち時間と実作業時間が繰り返され、かつ、手待ち時間が多く、実作業時間が 少ないことから。		理 由 成果等を勘案して別紙2(※) 四 ひとおり減額率及び金額を戻 めた	(2)(※)(額を定
-	平成 21 年	4 B 1 B	職	代表取締役社長	
	東京 労働局長	使 殿	R 名 4	代田 太郎	(

減額対象労働者に従事させ ようとする業務の種類を具体的

に記入してください。

「従事させようとする業務の種類」

事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し、 ※ 減額対象労働者が派遣労働者の場合は、)

、所轄の労働基準監督署に 2部 提出してください。 派遣先事業場を管轄する都道府県労働局長名を記入し 者が派遣労働者の場合は、2部 提出してください。 基準監督署に

「使用者」

減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を 記入してください。

「減額の特例許可を必要とする

[実作業時間数と手待ち時間数]

ください (※欄が足りない場合は 到紙に記入して添付してくださ

始業・終業の時刻、作業のI、作業のI、作業量等を詳細に記入し、

1勤務における実作業時間数

手待ち時間数を記入して

て申請する権限を有する方が申請してください。記名押印または署名してください。

記入してください。したがって、 地域別最低賃金及び特定最低 賃金の双方であれば、それぞ 賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を記入してく 許可を受けようとするすべ、 の最低賃金の件名及び金額

町ページの4を参考にして定めた支払おうとする賃金を記入してください。

精皆勤手当、家族手当、通勤 手当など最低賃金法第4条第3 頃に規定する賃金を算入しない 前ページの3を参考にして定めた減額率を記入してください。 小数点以下が生した場合には、 小数点等2位以下を切捨てにし でくだない。 「減額率」

法令、許可基準に基づき当該 減額率を定めた理由を記入して ください (※欄が足りない場合には、別紙に記入して添付してください。)。 田町

くだみい